

法令用語研究会 編

有斐閣

法律用語辞典

第4版



YUHIKAKU

第4版はしがき

本辞典は、平成五年に初版が刊行され、同一二年に第2版、同一八年に第3版と改訂を重ねてまいりましたが、更に六年を経過し、この間、教育基本法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、信託法、法の適用に関する通則法、日本国憲法の改正手続に関する法律、特別会計に関する法律、労働契約法、保険法、公文書等の管理に関する法律、消費者安全法、非訟事件手続法、家事事件手続法等の新たな法律の制定や金融商品取引法、地方自治法、電波法、放送法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、著作権法、農地法、特許法等の多くの重要な法律の改正が行われたことを踏まえ、この度、第4版を刊行することといたしました。

今回の改訂では、平成二四年一月一日を基準日とし、基準日までに公布された法令の規定を基礎として、全ての項目を見直し、解説に使用する用語をはじめ引用条文等に所要の修正を行ったほか、新たに約三〇〇項目の追加あるいは差し替えを行い、総項目数は一万三八〇〇余となっています。また、これまでの巻末「関連語・類義語一覧」に替えて本文各項目に関連項目を記載するなど、利便性の一層の向上をはかっています。

編集執筆者一同、本辞典の特色である、法令用語について極力簡明かつ平易な記述により正確な解説を行うというところに努めたところであり、この第4版についても、これまでと同様に、法律関係の業務に携わる実務家や、大学、法科大学院等で法律を学ぶ学生の方々のみならず、その仕事や日常生活において法令用語に接する機会のある一般の方々にも広く活用されることを願っております。

平成二四年四月

初版 はしがき

編集代表 津野 修

有斐閣の方から法律用語の辞典を作りたいという話が持ち込まれ、この辞典の仕事に取り掛かってから、かれこれ七年余の年月がたった。

この間、語句の選定を初め、用語の説明の執筆、読みの確認、再三にわたる校正などこの辞典の作成に様々な面で参加し、余暇を犠牲にして御協力をいただいた現役及び元の当局参事官、参事官補の諸氏に対し、厚くお礼を申し上げますとともに、その努力に対し心から敬意を表したい。

また、元国立国語研究所長・林大先生には、解説文全体にわたり、貴重な御意見・御示唆を頂戴したほか、一般読者の利用の便を考慮して巻末に「漢字音訓一覧」、「関連語・類義語一覧」を作成していただくなど、多大の御協力をいただいたことに深く感謝申し上げます次第である。

この辞典の作成に当たり、当初の構想は、極めて簡単な内容のものというものであったが、でき上がったものを見ると、項目数も一万三千語を上回るという、かなり大部の本格的なものになったように思う。

この辞典の内容については、説明を極力簡潔平明なものとし、また、できる限りアップ・ツー・デートなものとするべく努力したつもりである。しかしながら、この七年余の間には度々の法律改正も行われており、完全にその全部を追いきれているか、また、正確さにおいても説明文の長さに限界があったこと等から不備、不十分な点がないか、おそれている。読者諸賢の御叱正、御批判をまちたい。

この辞典の特色は、掲載語句の多さのほか、項目を仮名見出しで配列している点である。法律専門家の方々にはやや煩わしい面もあるかと思われるが、一般の人々や初学の人々には、それなりに意義があるのではないかと思う。

ともあれ、ここに漸くこの辞典が刊行の運びとなったことは、編集を代表する者として、この上ない喜びであるとともに、各界各層の多数の人々のお役に立てば、執筆者一同にとっても望外の幸せである。

最後に、この辞典の編集に当たり、前内閣法制局長官総務室第一課長・眞田誠次氏、有斐閣の村岡命衛氏の御協力

と御尽力なくしては、この辞典の刊行も未だ覚つかなかつたであろうと深く感謝の意を表しておきたい。

なお、法令用語研究会は、内閣法制局の職務を経験した者による私的研究会であり、この辞典の項目の解説については、各執筆者の個人的見解であることを念のため付言しておきたい。

平成五年一〇月

第4版 編集・執筆関係者

編集執筆 法令用語研究会

代表・横島 裕介

井原 辰雄 菊池 章

黒川 淳一

末岡 隆則 館内比佐志

星屋 和彦

溝口 洋 安倍 暢宏

奥田 誠子

加藤 良一 小堀龍一郎

添田 徹郎

蓑星 誠 諸岡 昌浩

矢田 晴之

編集補助 松本 昌樹

第3版 編集・執筆関係者

編集執筆 法令用語研究会(五十音順)

代表・梶田信一郎(内閣法制局第一部長(当時))

上野 純一 鎌田 隆志 加松 正利

岸本 浩 田河 慶太 中村 功一

堀内 尚 増田 直弘 三浦 章豪

八木 一洋 山口 真矢 山田 雅夫

第2版 編集・執筆関係者

編集執筆 法令用語研究会(五十音順)

代表・秋山 收(内閣法制次長)(当時)

青柳 勤 宇川 春彦 木下 慎哉 小林 健

坂本 正喜 白木 功 高橋 徹 高橋 利文

長谷川彰一 古谷 洋一 本田 一

編集協力 林 大(元国立国語研究所長)

編集補助 中沢 康裕(内閣法制局長官総務室第二課長)(当時)

初版 編集・執筆関係者

編集執筆 法令用語研究会(五十音順)

代表・津野 修(内閣法制局第一部長)(当時)

秋山 收 浅野間一夫 池田 仁 石井 正弘

石木 俊治 井出 道雄 植村 尚史 遠藤 浩

越智 正英 梶田信一郎 粥川 正敏 北場 勉

黒川 正治 小峯 正 佐藤 英彦 志田 康雄

白石 博之 宿利 正史 素川 富司 鈴木 三也

鈴木 武 滝本 豊水 武智 健二 田村 智行

田村 正博 辻 通明 津野 修 外山 秀行

永井 敏雄 永瀬 誠 長嶺 安政 西田 芳弘
 野田 哲也 羽田野文成 日比 徹 雛形 要松
 藤島 安之 藤原 啓司 藤原 利紘 堀籠 幸男
 三沢 孝 宮崎 礼壹 森岡 雅人 森本 修
 門口 正人 山下 泰弘 山本 庸幸 横田 淳
 林 大 (元国立国語研究所長)
 編集協力
 眞田 誠次 (内閣法制局長官総務室第一課長) (当時)
 編集補助

か

か【課】官公庁、企業などの業務組織上の小区分。一般には、「部」の下、「係」の上。国家行政組織法(七)⑤によれば、国の行政機関の庁、官房、局及び部には課及びこれに準ずる室を置くことができる、その設置及び所掌事務は政令で定められる。

カーテルせん(カーテル船(cartel ship)) 戦時に交戦国間の交通のために用いられる船舶。国際法上不可侵で、これを攻撃、拿捕(なほ)は、没取することはできない。捕虜の交換、軍使の派遣等のための船舶がある。

かいいれしょうかん(買入償還) 一般に、社債についての買入消却のこと。社債以外の債券の買入消却のこともいう。→買入消却、社債の償還

かいいれしょうきやく(買入消却) ①株式については、会社が株主との売買契約により自己株式を取得した上でこれを失効させること。株式の任意・有償の消却であり、資本減少の方法としてよく用いられる(会社一五六・七八等)。②社債については、会社が自己社債を

取得した上で社債券を破棄するなどして社債を消滅させること。社債には自己株式のような取得制限がないから、社債の市場価格が下落しているときには、会社にとって償還よりも有利なこの方法が利用される。③国債については、国債証券買入銷却(しょうきやく)法(明二五法五)等に規定がある。→株式の消却、社債の償還

かいいん(会員) 一定の組織、団体の構成員のこと。金融商品取引所、会員商品取引所、弁護士会、税理士会など特殊な団体の構成員について用いられる場合が多い。日本学術会議、日本学士院、日本芸術院などについても、その組織する者に会員の名称が用いられている。→社員、委員

かいいん(改印) 印鑑を今までのものと別のものに変えること。例、「登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならぬ。改印したときも、同様とする」(商登二〇④)。

かいいん(拐引) 人をだまして他の場所に連れ去ること。以前、公職選挙法では、選挙人、公職の候補者等を拐引することは、選挙の自由妨害罪として処罰することとされていたが、平成六年の法改正により、「かどわかす」に表現が改められた(三五〇)。

かいいん(海員) 船内で使用される船長以外の乗組員で、労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者(船員二〇)。海上における

労働の特殊性から、船員法等で特別の労働基準等が定められている。その範囲は、船員よりは狭い。→船員、船舶職員

かいいんそしきとりひきじよ(会員組織取引所) その組織形態が会員組織である取引所で、商品先物取引法又は金融商品取引法に基づく非営利の特別の法人。それぞれの法律において、会員商品取引所又は会員金融商品取引所と呼ばれる。かつては会員組織のものに限定されていたが、現在は株式会社形態の取引所も認められている(商取二④、金商二〇)等。

かいいんめいぼ(海員名簿) 一定の船舶に乗り組む海員の氏名、雇入契約内容を記載した名簿(船員一八①②)。船長が船内に備えて置かなければならない船舶書類の一つであり、また、海員の雇入契約の成立、終了等の公認申請に当たつての添付書類の一つである(三七等)。→船舶書類

かいうけ(買受け) 買入れること。対価を支払うものである点で、有償、無償を問わない「譲受け」と異なる。

かいうけけん(買受権) 土地収用法(昭三三法二一九上、公用収用の目的物が事業認定の告示の日から二〇年以内に事業の廃止、変更等によつて不用となつた場合又は二〇年を経過しても収用した土地を事業に供しなかつた場合に、収用時の所有者等が一定の代価を支払つてその所有権を回復する権利(二〇六・二〇

七。買戻権と呼ぶ場合もあるが、特約を必要とせず、法律上当然に認められる点で、民法上の買戻権と異なる。レ買戻権

かいうけにん【買受人】 強制競売、担保権の実行としての競売の手續において、買受けの申出をして、これを執行裁判所又は執行官から許可された者（民執七八①等、民執規一二六等）。買受人は、代金を納付した時にその所有権を取得する（民執七九、民執規一二六①）。

かいうけのもうしで【買受けの申出】 民事執行法による換領手續である入札、競り売りその他の売却手續において、売却対象物件を買ひ受ける旨の申出をすること（六六等）。レ最高価買受人申出

かいうんどうめい【海運同盟】 外航海運事業者が、定期航路における過当競争を排除し、適正な運賃率の取得等による事業の安定的な維持、発展を図ることを目的として協定する一種の国際的カルテル組織。海上運送法では、運賃その他の運送条件、航路、配船等に関する協定について、届出制とし、独占禁止法の適用除外が認められている（海運二八）。

かいうんとりひきじよ【海運取引所】 備船（ようせ）契約や貨物運送契約の仲介、船舶の売買等の海運取引が行われる集会所。船主（オーナー）、運航業者（オペレーター）、海運ブローカー、荷主（シッパー）等を会員とする団体である。世界的には、ロンドンのバルティック海運取引所が有名で、世界の海運市場

の中心となっている。

かいうんなかだちぎょう【海運仲立業】 海上物品運送又は船舶の貸渡し、売買若しくは運航の委託の媒介をする事業。いわゆる海運ブローカーのことで、海運取引に重要な役割を果たしている。海上運送法に基づき、事業を開始する際に国土交通大臣への届出を要する（二〇・三三）。

がいえん【外縁】 事実上の離婚のことで、離婚の届出はないものの、夫婦が離婚の合意の下に別居し、もはや夫婦共同生活の実体が全くない状態。その法律関係については、届出を欠く以上離婚の効果を認めることができないとする考え方や、夫婦の氏、姻族関係、相続権などについては影響がないが、夫婦の同居・協力・扶助義務、貞操義務、夫婦間の契約取消権など夫婦共同生活を前提とする婚姻の効果は消滅とする考え方があり。内縁に対する。レ離婚、内縁

がいか【外貨】 外国の通貨のこと。なお、外国為替手形、小切手など容易に外国通貨に転換しうるものを含めていうこともある。

かいかい【開会】 一般に、会議、集会を開くこと。国会や地方議会関係では、特定の会期が始まることもいう（なお、日々の会議を開くことを「開議」という。会期中で活動能力を有する状態にあることの意味にも用いられる。レ召集、会期、閉会

かいかいけいざいぎょうりよくきぎん【海外

経済協力基金】 ↓国際協力銀行

かいかいしき【開会式】 国会が会期の始めに衆議院議長（事故があるときは、参議院議長）が主宰して行う式（国会八・九。開会式の日時及び場所は両議院の議長が協議して定めることとされており、天皇が参列し参議院議場において行われるのが例になっている。なお、開会式前であっても、召集以後は、国会は、活動能力を有する。レ会期、開会

かいかいとうしほけん【海外投資保険】 民間の海外投資を促進するため、貿易保険法に基づき、海外投資に伴う一定の事由によって発生する損失を填補する貿易保険（五二・五三）。レリスクによる不測事態に出遭った場合や、海外投資の相手方が外国政府等によってその所有する権利を侵害された場合等において、独立行政法人日本貿易保険からその実損の填補が行われる。

がいかくだんたい【外郭団体】 官公庁、政党等の政策の実施を支援する組織の総称。

かいかけきん【買掛金】 通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金で、流動負債に属する（会社計算七五②①、財務規四七②）。その他の原因に基づいて発生した未払額である未払金や、継続的役務受入れに係る費用の見越計上に伴う未払費用とは区別される。レ売掛金
がいかさい【外貨債】 一般に、券面額が外国通貨で表示される債券、又は本邦通貨で表示さ

れていても一定の換算率で外国通貨をもって支払う旨の約款の付いている債券。邦貨債に対する。単に「債券」というときは、外貨債と邦貨債の両方が含まれる。

がいかしゅうちゅうせいど【外貨集中制度】

外国為替管理の一方。対外取引の結果取得する外貨を政府の通貨当局あるいは外国為替銀行に集中させる制度。(外国)為替集中制度ともいわれる。全ての受け取った外貨を当局に集中させる全面集中制と、外貨が一定限度を超えた場合にその超過部分を集中させる持高集中制とがある。我が国では、外貨集中制度は、昭和四七年五月以降完全に撤廃されている。

がいかしょうけん【外貨証券】 外国通貨で表

示される証券。「外国為替及び外国貿易法」では、「外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもつて表示される証券をいう」としている(六〇〇)。したがって、同法では、外国通貨で表示される証券以外の証券であっても外国で支払を受けることができるものは外貨証券に含まれる。

がいかつきてい【概括規定】 ↓一般条項

がいかつしゅぎ【概括主義】 行政不服申立事

項又は行政訴訟提起事項を法定するについて、特定の事項に限定せず、原則としてあらゆる行政処分に対して広く不服申立て又は訴訟提起を認める立法の立場。これに対して、法律上特に列記した事項についてのみ不服申立て

か

等を認める主義を列記主義という。訴願法

(明三法一〇五、昭三七廃止)及び行政裁判法(明三法四八、昭三廃止)は列記主義をとって

いたが、現行憲法下では行政訴訟について列記

主義をとることは許されず(三三)、行政事件

訴訟法は概括主義をとっている。不服申立て

についていずれの主義をとるかは立法政策

の問題であるが、行政不服審査法は広く国民

の権利利益の救済を図る見地から概括主義を

とっている(四)。↓列記主義

がいかよきん【外貨預金】 外国通貨建ての預

金。現在、臨時金利調整法に基づく金融機関

の金利の最高限度の対象からは除かれており

(二)、預金保険の対象からも除外されている

(預金保険三)。

いかかわせ【買為替】 債権者が債権取立てのた

めに為替手形又は小切手を利用する場合の為

替関係。例えば、A地の債権者がB地の債務

者を支払人とし債権額を支払金額とする為替

手形を振り出し、これをA地の銀行に割引の

形で買い取ってもらい、銀行はこの手形をB

地の自行の本支店又は取引銀行に送り、B地

の債務者から手形記載の支払金額を取り立て

るといふもの。買為替は銀行の側からみた

表現で、逆為替、取立為替ともいう。↓為替

かがん【海岸】 海岸法において、津波、高潮

波浪その他海水又は地盤の変動による被害か

ら海岸を防護するとともに、海岸環境の整備

と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図るた

め、海岸保全に関する基本方針等の策定、都

道府県知事による海岸保全区域等の指定及び

区域内における行為の制限、海岸保全施設に

関する工事、費用の負担等について規定され

ている。

がいかんえんじょさい【外患援助罪】 日本国

に対して外国から武力の行使があったときに、

その外国に担担して、軍務に服し、その他軍

事上の利益を与える犯罪(刑八二)。

がいかんだい【外患罪】 国家の対外的安全を侵

害する罪(刑二編三章)。外患誘致罪、外患援助

罪及びそれらの予備、陰謀、未遂罪がある。

旧憲法下では、我が国が軍備をもち外国と戦

争をすることがあることを前提として、軍事

施設の損壊、軍事機密の漏泄(ろうせつ)等を

処罰していたが、現行憲法の制定によって大

幅な修正が加えられた。

がいかんゆうちうさい【外患誘致罪】 外国と通

謀して、日本国に対し武力を行使するように

させる犯罪(刑八二)。法定刑として、死刑の

みが規定されている。↓外患罪

かいき【会期】 国会その他の議会が活動するも

のとされる一定の期間。国会には、召集の原

因によって常会、臨時会及び特別会があり、

常会の会期は原則として一〇日間とされて

いるが、これ以外は国会が、延長を含め、そ

の都度期間を定める。国会の会期は召集の当

日から起算し、休会の日数は会期に算入する。

国会は会期ごとに順次第何回国会と称する（憲五二―五四、国会二章。地方公共団体の議会には定例会と臨時会があり、会期及び延長は議会が定める（自治一〇二）。レ召集、延長、継続審査

かいぎ【会議】 関係者が集まって一定の事項について意見を交換し相談すること。また、その場合、その機関のこと。国会関係では、単に「会議」というときはいわゆる本会議を指し、委員会の会議は指さない。特定の行政機関の名称にも用いられている。例、「皇室会議」。

かいぎきそく【会議規則】 一般的には、合議体における議事手続、議事に関連する内部規律等を定めたものをいう。法律その他の法令の形式をとる場合、合議体自身で定める場合、合議体の会長その他の機関が定める場合等があり、その形式は一定していない。

かいぎし【海技士】 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づき国土交通大臣が行う海技士国家試験に合格し、かつ、その資格に応じ登録海技免許講習の課程を修了して、海技士の免許を受けた者をいう（二〇・四）。免許は、一級から六級までの海技士（航海）及び海技士（機関）、一級から三級までの海技士（通信）、一級から四級までの海技士（電子通信）の資格別に行われる（五〇）。免許を受けると海技士免許原簿に登録され、海技免状が交付される（七）。

かいぎのこうかい【会議の公開】 議会の会議

の内容を国民に広く見聞させることをいい、議員以外の者の傍聴の自由及び報道の自由を含む。民主政治の観点から、議会の活動に対する国民の監視、批判が可能となるよう会議を公開すべしという原則を「会議公開の原則」、「議事公開の原則」といい、フランスに始まり、日本でも、国会の両議院のいわゆる本会議、地方公共団体の議会の本会議等について会議を公開する旨の原則が定められている（憲五七、自治一五）。レ秘密会

かいぎふけいぞく【会期不継続】 会期中に審議が完了しなかった案件は、その会期が終わると消滅し、後会に継続しないという原則。

後会で審議するためにはその案件を提出し直さなければならぬ。議会の意思は会期ごとに独立であるとの考え方による。国会もこの原則をとるが、例外として、委員会が閉会中審査した議案及び懲罰事件の件は後会に継続する。この場合、前の国会で一議院の議決があっても、議案の成立には、同議院の再度の議決が必要である（国会六八・八三の五）。レ継続審査、閉会中審査

かいぎめんじょう【海技免状】 「船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭二六法一四九）」に基づく海技士の免許を受けていることを証する免状

（七）。船舶職員として船舶に乗り組む者は、海技免状を当該船舶内に備え置くことを要する（二五）。有効期間は、五年（七の三）。レ海技

士

かいぎゆうせんきよ【階級選挙】 Ⅱ等級選挙
かいぎようじゅんびひ【開業準備費】 会社の

成立から事業開始までの間に支出した開業準備のための費用。使用人の給料、土地・建物の賃料、広告宣伝費等が含まれる。支出が後年度においても経営上有益な効果をもつと認められるので、真の資産ではないが、会計慣行上適当と認められれば、繰延資産として貸借対照表の資産の部への計上も認められる（会社計算七四）。開業費ともいう。レ繰延資産

がいぎよく【外局】 内閣府及び省に置かれ、政策の実施等特定の事務をつかさどる国の行政機関。委員会と庁の二種類があり、その設置・廃止は法律で定められる（内閣府四九①②）。行組三。法律で国務大臣を長に充てるとなされている外局には、更に委員会又は庁を置くことができるが（内閣府四九②）、この場合の委員会又は庁は、外局とはいわない。レ内局、委員会、庁

がいぎよくきそく【外局規則】 外局（の長）が制定する規則等の命令。内閣府設置法及び国家行政組織法は、別に法律の定めるところにより委員会及び庁の長官が規則その他の特別の命令を定めることを認めているが（内閣府四九③、行組一三①）、この規則のこと。現在、委員会は全てこの規則制定権を有し、規則を定めている（例、公正取引委員会規則）。庁で規則制定権を有するのは、海上保安庁のみで

ある。
かいぎろく【会議録(議会の)】議会の会議の公式の記録。憲法は、「両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならぬ」(五七②)と定めており、両議院のいわゆる本会議の会議録は官報号外に掲載され、各議員に配付されるとともに一般に頒布される。地方公共団体の議会の本会議についても、会議録の調製が定められている(皇明二三)。↓議事録

かいきん【解禁】禁止の命令を解くこと。

かいく【戒具(械具)】かつての監獄法下の用語で、刑務所等に収容されている者の逃走、暴行、自殺を防ぐために身体を拘束する器具。拘束衣、防声具、手錠及び捕縄がこれに当たるとされていた。「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」においては、「戒具」の語は用いられず、「捕縄」「手錠」及び「拘束衣」の語が用いられている(七八)。

かいくほうしき【街区方式】「住居表示に関する法律」(昭三七法一九)に基づく住居表示方法の一つ。同法によれば、住居表示には都道府県、郡、市、区及び町村の名称を冠するほか、街区方式又は道路方式によらなければならないこととされている(二二)。街区方式とは、市町村内の町又は字の名称及び町又は字の区域を道路、河川等で区画した場合のその区画

(街区)の符号とその街区内にある建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法のこと。↓道路方式

かいいい【会計】一般に、経済活動に伴って生ずる財産の増減異動や収支を総合的、組織的に整理、管理すること。国の会計については、広義では予算、租税等の財政を含むが、狭義では収入・支出等の経理に関する手続を指す。現行の会計法の「会計」は狭義の概念である。なお、国庫内部における収入・支出の経理上の区分の概念としてもこの語が用いられる。

「一般会計」「特別会計」がその例である。
かいいいかんさ【会計監査】会社の計算書類について適正かどうか監査すること。会社法上、株式会社は監査役又は会計監査人の監査を受けることとされる(三八・三九)。また、金融商品取引法上、上場会社その他一定の会社は公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるべきこととされている(二四・九三)の二。↓会計監査人

かいいいかんさにん【会計監査人】株式会社等の機関の一つ。これを置くことが必要とされる委員会設置会社及び大会社を除き、定款に定めがある場合に置かれ、その際、委員会設置会社を除き監査役を置くことも必要とされる(会社三六②・三七・三三)。株主総会決議により、公認会計士又は監査法人から選任される(三三九・三三七)。任期は、原則として、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最

終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされ(三八)、計算書類等の監査及び会計検査報告の作成、会計帳簿等の閲覧謄写、取締役及び会計参与等からの会計に関する報告の聴取等の権限を有し、取締役の職務執行に關し不正行為等を発見した際の監査役等への報告等の義務を負う(三九六以下)。これを置く株式会社は、会計監査人設置会社と呼ばれる(二四)。平成一七年の会社法制定で従前の制度を改正。

かいいいかんさにんせつちがいしゃ【会計監査人設置会社】↓会計監査人

かいいいかんりしゃ【会計管理者】平成一八年の地方自治法の改正により、従前の都道府県における出納長、市町村における収入役に代わり、普通地方公共団体に一人置くこととされた。特別職であった出納長・収入役に対し、一般職の職員であり、普通地方公共団体の長、副知事・副市町村長又は監査委員の一定の親族は、その団体の会計管理者になることはできない(自治一六八・一七〇)。

かいいいきかのぶんりつ【会計機関の分立】法律によって国の会計の処理に関する権能を与えられた国の機関又はその委任を受けた国以外のものを会計機関というが、国の会計事務の公正を図るため、一定の会計機関の事務相互間での兼職を禁じていることをいう。現行会計法上では、徴収事務と出納事務、支出事務と出納事務及び支出負担行為事務とそ

の認事事務の分離が規定されている(八・二三の五・二六)。

かいけいけんさ【会計検査】 会計が適正に処理されているかどうか調べる事。国については憲法上会計検査院がこれを行うこととされている(九〇)。なお、会計検査院法において会計検査院の検査の対象は国のほか政府関係機関やその他の会計にも及ぶものとされる(二二・三三)。内閣は、会計検査院が検査した国の決算を、次の年度に、その検査報告とともに、国会に提出しなければならない(憲九〇)。地方公共団体の会計については監査委員が行うこととされている(自治三三三)。

かいけいけんさいん【会計検査院】 国の収入・支出の決算の検査、報告を任務とする憲法上の機関(九〇)。内閣に対して独立の地位をもつ。憲法上規定された国の収入・支出の決算に関する検査のほか、会計検査院法その他の法律で認められる権限を有しており、例えば、国が出資しているものや補助金等の財政援助を与えているもの等の会計について検査を行うことができる(会検二・三三三)。

かいけいけんさいんきそく【会計検査院規則】 会計検査院が会計検査に関して必要な事項を定める規則。会計検査院法で認められる法形式。会計検査院が自主的に検査委員会決議の決定によって制定する(会検二〇・三八)。会計検査院法施行規則、会計検査院審査規則、計算証明規則等がある。

かいけいけんさいんほう【会計検査院法】 昭和二年法律七三号。会計検査院の組織及び

権限は法律で定める旨の憲法の規定(九〇)に基づいて制定された法律。内閣に対し独立の地位を有すること、自主的な規則制定権を認めること等の規定のほか、その組織、権限に関する規定を設けている。

かいけいせんよ【会計参与】 株式会社の機関の一つ(会社三三六)。定款にこれを置く定めがある場合に、株主総会決議により、公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人から選任される(三三九・三三三④)。任期は取締役と同じで(三三四④)、取締役と共に同士の計算書類等及び会計参与報告の作成、会計帳簿等の閲覧贈与、取締役等からの会計に関する報告の聴取等の権限を有し、取締役の職務執行に関し不正行為等を発見した際の株主への報告等の義務を負う(三七四以下)。これを置く株式会社は、会計参与設置会社と呼ばれる(二〇)。平成一七年の会社法制定で新設。

かいけいさんよせつちがいしゃ【会計参与設置会社】 会計参与
置会社 会計参与
かいけいしほ【会計士補】 公認会計士
かいけいしよくいん【会計職員】 普通地方公共団体に置かれる会計管理者の事務を補助させるために置かれる職員。普通地方公共団体の補助機関である職員のうちから地方公共団体の長が命ずる(自治一七)。↓出納員、予

算執行職員
かいけいせきにんしゃ【会計責任者】 政治家

金規正法上の用語で、政党等の会計上の最終責任者のこと(六等)。政治団体の会計責任者は、会計帳簿の備付け及び記載、収支についての報告書の提出、会計帳簿等の保存等を行わなければならない。

かいけいそうかつのげんそく【会計総括の原則】 収入支出国庫総括の原則

かいけいちよぼ【会計帳簿】 一般的には、会計事務の処理のために設けられる帳簿のこと。毎日の取引その他財産に影響を及ぼすべき事項を継続的、組織的に計算、記録する。株式会社等については、会社計算規則四条以下の規定に従って作成される。↓商業帳簿

かいけいとつげんそく【会計統一の原則】 予算全体の理解を容易にし、財政の健全性を確保する見地から、国の歳入・歳出の経理は一つの会計によって経理するとの原則。国の財政を全て単一の予算によって編成しようとするもので、予算単一の原則、予算単一主義ともいう。財政法上も可能な限り統一主義をとることを原則とし、一定の場合に例外的に特別会計の設置を認めている(二四・一三)。

かいけいねんど【会計年度】 収入・支出を時間的に区分して収支の状況を明確にするための期間。通常、国及び地方公共団体について用いられる(憲八六、財一、自治二〇八)。一定

期間を定めてその収支状況を明確にし、財政状況を把握することに資するための制度である。通常、一年を一期とし、これを一会計年度という。国及び地方公共団体の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までである。なお、国及び地方公共団体以外については「事業年度」、「営業年度」の語が用いられる。

かいけいねんどどりつのげんそく【会計年度独立の原則】各会計年度の歳出はその年度の歳入をもって支弁すべきこととし、特定の年度における収入・支出は他の年度のそれと区分すべきこととする原則(財二)。会計年度を設ける趣旨が歳入・歳出の状況を明確にすることにある以上、各会計年度を独立させる必要があるとの考え方による。なお、国家財政の連続性の見地から予算の繰越し、前年度剰余金繰入れ等の例外が認められている。↳予算単年度主義

かいけいほう【会計法】会計すなわち収入・支出の経理、財産の管理に関する手続作用を規制する法規一般をいう場合と、現金会計を中心として国の会計作用の規制を定める「会計法」(昭三三法三五)をいう場合とがある。会計法規一般としては、淵源(えんげん)をなす憲法七章、予算・決算に関する制度を定める財政法や前記の会計法、国有財産法、物品管理法、「国の債権の管理等に関する法律」等が挙げられる。

か

かいげん【戒厳】戦争などの非常事態の際に、行政権ないし司法権の行使を軍隊の機関に委ねること。旧憲法には「天皇ハ戒厳ヲ宣告ス」(二四①)との規定があったが、現行憲法にはこのような規定はない。↳緊急事態、国家緊急権

かいげんれい【戒厳令】戒厳を宣告する命令。戒厳に関する法令(の名称)。旧憲法は、「天皇ハ戒厳ヲ宣告ス」(二四①)とするとともに、「戒厳ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ニシテ之ヲ定ム」(二四②)としていたが、これに基づく法律は制定されず、明治一五年太政官(こじょうかん)布告三六号「戒厳令」がこれに代わるものとして行われていた。

かいこ【解雇】使用者が労働者との労働契約を将来に向かって一方的に解約すること。民法によれば、例えば、期間の定めのない雇用契約については、原則として、二週間の予告期間を置けばいつでも解約できることとされているが(六二七①)、労働基準法においては、労働者の保護を図るため、民法の原則を修正して、解雇制限、解雇予告等の規定を設け、制約を加えている(一九二〇等)。また、労働契約法(平一九法二八)は、解雇権の濫用について規定している(二六)。↳解雇制限、解雇の予告、解雇権の濫用

かいご【介護】人の身体的機能の低下、衰退、喪失の場合に起こる生活上の困難に対する日常生活の世話を中心としたサービス活動。

「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭六三法三〇)においては、「身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護」(二〇)と規定されている。

かいご【戒護】刑事施設内の保安の維持を目的とする作用であり、かつての監獄法下で用いられていた語。「刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律」では、「戒護」の語は用いられていないが、捕縄、手錠及び拘束衣の使用、武器の携帯及び使用、逃走した被收容者の收容のための連れ戻し等について規定されている(二編二章九節)。

かいこう【開港】外国船舶の出入及び外国との通商が認められている港。「不開港」に対する語。関税法に基づき、貨物の輸出入及び外国貿易船の出入港等の事情を勘案して政令で定められる。空港についてこれに相当するものとしては税関空港がある(関税①四節)。

がいこうかん【外交官】外交使節及びその随員の総称。「外交関係に関するウィーン条約」では、使節団の長又は使節団の外交職員をいうとされている(二〇)。

がいこうかんけいにかんするウィーンじよ：【外交関係に関するウィーン条約】昭和三九年条約一四号。国際連合による国際法の法典化の一環として、国際法委員会が作成した条約案を基礎に一九六一年四月一八日ウィーンで採択された。外交関係並びに外交上の特権

及び免除に関する基準等について規定する。
 ↳ 国際連合国際法委員会

がいこうこうしょう【**外交交渉**】 複数国間に外交手続によって行われる交渉。外交使節がこれに当たったが、今日では首脳外交が盛んになっている。

がいこうこん【**外交婚**】 外国において婚姻しようとする者が、その本国の大使、公使又は領事の下で本国法の定める方式に従って挙行する婚姻。領事婚ともいふ。宗教の差異などに由来する不都合を避けるための制度。

がいこうしせつ【**外交使節**】 外国に派遣される国の代表者。外交使節団の長。「外交関係に関するウィーン条約」によれば、使節団の長は、大使、公使及び代理公使の三階級に分けられる(二四)。使節団の長が欠けた場合又はその任務を遂行することができない場合には、臨時代理大使又は臨時代理公使が暫定的に使節団の長として行動する。

がいこうだんぜつ【**外交断絶**】 国家間の外交関係が断絶すること。「外交関係に関するウィーン条約」は、二国間で外交関係が断絶した場合、派遣国は接受国が容認することができる第三国に自国の利益及び自国民の利益の保護を委託することができると等を定めている(四五)。

がいこうてきほご【**外交的保護**】 ↳ 外交保護権

がいこうとっけん【**外交特権**】 外交官が接受

国において享有する不可侵、裁判権からの免除等の特権の総称。「外交関係に関するウィーン条約」によれば、このような特権及び免除の目的は、個人に利益を与えるためではなく、国を代表する外交使節団の任務の能率的な遂行を確保することにある(前文・二一三)。

がいこうのうりょく【**外交能力**】 外交交渉、外交使節の交換、条約の締結等を行う国際法上の能力。国家がこれを有するほか、最近では国際機関も一定の限度でこれを有することがある。

がいこうふういんぶくろ【**外交封印袋**】 外交上の書類又は外交使節団の公の使用のための物品を入れた袋。外交囊(のう)ともいふ。使節団と本国政府との間又は使節団と自国の他の使節団との間の連絡に用いられる。外部から識別し得る記号を付さなければならず、また、国際法上これを開き又は留置することができない(外交約二七)。

がいこうぶんしょ【**外交文書**】 外交交渉における公の文書。特に、法律の効力のある意思表示、合意等を含む文書。

がいこうほごけん【**外交保護権**】 外国人がその在留する国において身体、財産を侵害され、損害を受けた場合に、その者の本国が在留国に対して、救済を与えることを要求することを外交的保護といい、国家は、外国に在留する自国民について外交的保護の権利を有する。

国家がこの権利を行使するためには、第一に、被害者である個人が自国の国籍を持ち、被害を受けた時点から救済される時点までその国籍を継続して有していること、第二に、被害者が在留国において利用可能な国内救済手段を尽くしていることが必要である。

がいこきゆうぎょう【**介護休業**】 育児・介護休業法では、要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業をいう(二〇)。事業主は労働者から介護休業の申出があったときは、原則として拒むことができず、介護休業等をしたことを理由として解雇することはできない。なお、国家公務員及び地方公務員等も任命権者の承認を得て同様の介護休業をすることができ。

かいく【**戒告**】 ①公務員等の職務上の義務違反に対する懲戒処分の一つで、本人の将来を戒める旨の申渡しをする処分(国会二二、国公八二、自治一三五、地公二九)。②行政上の義務の履行がされなければ代執行をすべき旨の通知行為。行政執行法によると、代執行をするには、あらかじめ文書で戒告しなければならぬ(三三)。↳ 催告

がいこくいじゅうのじゆう【**外国移住の自由**】 外国への移住を公権力によって禁止されないという自由。憲法の保障する自由で、広義の居住・移転の自由の一種であるが、外国旅行の自由の保障が、憲法二二条二項による(判例・多数説)のか同条一項による(少数説)

のかは議論がある。外国移住の自由は帰國の自由を含むが、外国人の入國の自由は保障されない。なお、旅券法等による制限がある。レ居住・移転の自由

がいくがいしや【外国会社】 外国の法令に

準拠して設立された法人その他の外国の団体

であつて、会社と同種又は類似のもの(注二

②)。会社法に外国会社に関する規定が置か

れており、外国会社が日本で継続的に取引を

行うときは、日本における代表者を定め登記

することを要するなどの規制を受ける(八一

七以下・九三以下)。

がいくかもつ【外国貨物】 関税法上、輸出

の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着

した貨物(外国の船舶により公海で採捕され

た水産物を含む)で輸入が許可される前のも

の(関税二①③)。原則として、保税地域以外の

場所に置くことができない(関税三〇)。レ内

國貨物

がいくかわせ【外国為替】 もともとは、国

際間において直接現金を輸送することなく債

権債務関係の決済を行う仕組みのこと。国

際間の決済は通常異種通貨間の決済となるこ

ころから、通貨・対外支払手段の意で用いら

れることが多い。更に、広く国際間の資金の

流れを指す意味で用いられることもある(外

法为一)。

がいくかわせおよびがいくくぼうえき：

【外国為替及び外国貿易法】 昭和二十四法律

二二八号。対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、その正常な発展を期し、国際收支の均衡及び通貨の安定を図ること等を目的とする対外取引の基本法。

昭和五四年改正前の「外国為替及び外国貿易

管理法」は、対外取引を原則として禁止し、

政省令等により禁止を解除する方式をとつて

いたが、同改正により原則自由の法制に改め

られた。さらに、平成九年、我が国金融・資

本市場の一層の活性化を図るため、資本取引

や対外決済に係る許可・事前届出制度を原則

として廃止して事後報告制度に移行すると

もに、外国為替公認銀行制度等による外国為

替業務に係る規制を廃止する等、抜本的な改

正が行われ、その際に法律名も現在のよう

に変更された。

がいくかわせぎんこう【外国為替銀行】 ↓

外国為替公認銀行

がいくかわせこうにんぎんこう【外国為替

公認銀行】 外国為替業務を営むことを認め

られた銀行で、「外国為替及び外国貿易管理

法」(當時)に基づき外国為替業務の認可を受

けた銀行と、外国為替銀行法(昭二九法六七)に

規定する外国為替銀行との総称。外国為替業

務の認可制度は平成九年の「外国為替及び外

國貿易管理法」の改正により、外国為替銀行

制度は金融システム改革の一環としての外国

為替銀行法の廃止により、それぞれ平成一〇

がいくかわせしきん【外国為替資金】 財政

法上の特別の資金(四四)の一つで、「特別会

計に関する法律」(平一九法三三)によって設け

られている。政府が行う外国為替等の売買

及びこれに伴う取引を円滑にするためのもの

(七二)。外国為替相場の安定を図るため外

國為替市場に介入して売買を行うための資金

等に充てられ、国際通貨基金(IMF)への

出資及び同基金との取引も、この資金を通じ

て行われる。この資金の現金に不足がある

ときは、外国為替資金特別会計の負担による

外国為替資金証券の発行等によって円資金の

調達を行い得る(八三)。レ外国為替資金証券、

外国為替相場

がいくかわせしきんしょうけん【外国為替

資金証券】 外国為替資金に属する現金が不

足するときに外国為替資金特別会計が発行す

る融通証券。通称「為券(ためけん)」。発行限

度額については、一時借入金と併せて予算に

より国会の議決を経なければならない(特会八三)。レ外

國為替資金特別会計

がいくかわせしきんとくべつかいけい【外

國為替資金特別会計】 「特別会計に関する法

律」(平一九法三三)に基づいて設置された特別

会計で、いわゆる資金特別会計の一つ。政府

の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引

を円滑にするために置かれた外国為替資金の

運営に関する経理を一般会計と区分して行う

もの。

がいくかわせしゅうちゅうせいど 【外国為替集中制度】 ↓外貨集中制度

がいくかわせそうば 【外国為替相場】 異なる国の通貨の間の交換比率のこと。我が国は昭和四八年二月以降、変動相場制に移行し、外国為替相場は、外国為替市場における外国為替の需給によって決定されているが、外国為替相場の安定を図るため必要がある場合には、通貨当局が外国為替の需給に影響を及ぼすため外国為替市場に介入を行っている。「外国為替及び外国貿易法」上は、基準外国為替相場及び規定外国為替相場を財務大臣が定める(七)①こととされているが、現実の売買に適用されるものではなく、その定め方も実勢相場の平均値として算出されている。また、財務大臣は、対外支払手段の売買等の措置を講ずることにより本邦通貨の外国為替相場の安定に努めるものと規定されている(七)②。

がいくかんちょうこうしよ 【外国官庁公署】 外国政府の諸機関、外国の地方公共団体の諸機関などの総称。我が国の官庁公署は、裁判所との間では、自己の本来の職務に支障をきたすなどの事由のないかぎり、相互に協力し合うべき公法上の一般の義務があるが、外国官庁公署にはそのような義務はない(民訴一八六等参照)。

がいくぎんこう 【外国銀行】 外国の法令に

準拠して外国において銀行業を営む者。銀行法では、外国銀行が日本に支店又は代理店を設けて銀行業を営むときは、主たる外国銀行支店を定めて、内閣総理大臣(金融庁)の免許を受けなければならず、また、従たる外国銀行支店については、内閣総理大臣(同)の認可を受けなければならないとされている(四七・四七の二)。

がいくぎんせんさいけん 【外国金銭債権】

広くは、外国の金銭の引渡しを目的とする債権。外国の金銭を特定物又は種類物として扱う場合も含む。しかし、一般には、外国通貨の給付を目的とする金額債権をいう。この場合、特約のない限り、債務者は、その外国の各種の通貨で弁済できるほか、履行地の為替相場により日本の通貨で弁済することもできる(民四〇三)。また、外国の特定種類の通貨で弁済するとの特約があるが、弁済期にその通貨の強制通用力が失われているときは、他の通貨で弁済しなければならない(四〇三)。↓金額債権、金約款、外国通貨現実支払文句

がいくけい 【外国刑】 懲役又は禁錮に相当する外国の法令による刑(国際受刑移送法)。

がいくくししょうそんかいざい 【外国国旗損壊罪】 外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章すなわち陸海空軍

旗、元首旗、大公使館の徽章(きしよ)等を損壊、除去又は汚損する罪(刑九三)。その国の政府の処罰の請求があることが訴訟条件とな

っている。

がいくしよめんしゅつがんせいど 【外国語書面出願制度】 特許の出願に当たって添付すべき明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書について、外国語の書面の利用を認める制度(特許三六の三)。かつてこれらの添付書面は日本語により作成しなければならぬとされていたが、特許法の改正により、経済産業省令で定める外国語(現在、英語のみ)で記載された書面を添付して出願し、原則として一年二箇月以内日本語による翻訳文を提出するという方法も認められることになった。

がいくさいばんしよ 【外国裁判所】 外国の裁判機関のこと。外国裁判所とした確定裁判

については、民事上は、一定の条件を備えているときにのみ効力を有し、執行判決を得ることによって我が国内においても執行力を生じることとされ(民訴一八、民執二四、刑事上は、外国において確定裁判を受けた者でも同一行為につき更に処罰できることとされている(刑五)。また、「外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法」(明三八法六三)が、外国裁判所からの嘱託があった場合の書類送達、証拠調べの共助について定めている。↓外国判決の効力

がいくしよデリバティブとりひき 【外国市場デリバティブ取引】 外国金融商品市場(取引所金融商品市場に類似する市場で外国

に所在するもの)において行う取引であつて、市場デリバティブ取引と類似の取引をいう(金融二〇)。レデリバティブ取引

がいこくしほん(外国資本) 外国投資家によつて本邦に投資される資本。外国資本の国内への導入は、「外国為替及び外国貿易法」により、対内直接投資等として規制されている(二六以下)。レ対内直接投資

がいこくしゅつがん(外国出願) 外国特許を受けるために外国特許庁へする出願。外国特許出願ともいふ。特許協力条約に基づく場合には国際出願と呼ばれる。レ外国特許

がいこくしゅうけんぎょうしゃ(外国証券業者) 金融商品取引業者、銀行等以外のもので外国の法令に準拠し、外国において有価証券関連業を行う者。金融商品取引法は、有価証券関連業を行う者を相手とする場合等は同法上の登録を受けずに行うことができ、また、引受業務及び取引所取引業務は内閣総理大臣(金融庁)の許可を受けて行うことができる(五八・五九の二・五九・六〇)。

がいこくじん(外国人) 日本の国籍を有しない者。外国の国籍を有する者と無国籍者。日本の国籍と外国の国籍とを併せ有する二重国籍者は外国人ではないが、法令上特別の規定を設けている場合がある。憲法による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民を対象としてのもを除き、日本に在留する外国人に対してのも及ぶと解されている。私法

か

上の権利能力については、民法三条二項は「外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する」と定めて内外人平等原則をとっており、法令による禁止・制限としては、外国人土地法(大三四法四二)や鉱業法(昭五五法八九)のように相互主義に基づくもの等がある。レ外国法人

がいこくじんぎょういん(外国教員) 「公立の大学における外国教員の任用等に関する特別措置法」(昭五七法八九)の概念であつて、外国人(日本の国籍を有しない者)で、同法に基づき、公立の大学において教授、准教授、助教又は講師に任用されている者を意味する。同法は、外国教員は、外国人であることを理由として、教授会その他大学の運営に関する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられるものではないとし(二)、外国人の就官能力の特例を定めている。レ外国人の就官能力、当然の法理

がいこくじんぎょうのきせいにかんすい(外国人漁業の規制に関する法律) 昭和四二年法律六〇号。外国人の漁業に関する我が国の港その他の水域(領海)の使用についての規制を定める。原則として、外国人の我が国の水域における漁業は認められず、また、外国漁船の我が国の港への寄港は農林水産大臣の許可を要するとされる。

がいこくじんとつうろく(外国人登録) 本邦に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明

確にし、在留外国人の公正な管理に資することを目的として、外国人登録法(昭二七法二五)に基づいて行われる在留外国人の登録。平成二四年七月に廃止され、新たに在留管理のための仕組みが導入される。レ在留管理

がいこくじんとちほう(外国人土地法) 大正一四年法律四二号。外国人及び外国法人の土地に関する権利の享有について定める。外国人の土地所有は、明治初年に禁止され(このため永代借地権の制度が生じた)、その後「外国人ノ土地所有権ニ関スル件」(明四三法五二)が制定されたが、これは結局施行されず、大正一四年に至つて、相互主義の制限の下に、原則としてこれを認める本法が制定された。なお、日本法人でも実質的に外国人又は外国法人が支配するものは外国法人とみなされて本法が適用される。レ永代借地権

がいこくじんのしゅうかんのうりよく(外国人の就官能力) 公務員となるためには日本国籍を有することが必要であるかという問題を指す。これについて一般的に定めた明文の規定はないが、国民主権の原理に基づく公務員の国籍に関する当然の法理として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解され、それ以外の公務員となるためには必ずしも必要としないものと解されている。なお、法の明文の規定で個別にこれについて定めている例もある(例、外国教員

有斐閣 法律用語辞典 [第4版]



1993年12月30日 初版第1刷発行
2000年10月30日 第2版第1刷発行
2006年3月10日 第3版第1刷発行
2012年6月25日 第4版第1刷発行



編集執筆 法令用語研究会
代表 横 畠 裕 介

発行者 江 草 貞 治

発行所 株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町2-17

電話 (03)3264-1314〔編集〕

(03)3265-6811〔営業〕

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷所 株式会社 精興社

製本所 大口製本印刷株式会社

© 2012, 有斐閣. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします

★定価はケースに表示してあります

ISBN 978-4-641-00028-5

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。